大学院社会文化科学教育部博士後期課程における通常の修了期に修了できない 学生の取扱いに関する申合せ

熊本大学における通常の卒業期に卒業できない学生の取扱いに関する内規(以下「内規」という。)の適用に関して、次のように申し合わせる。

- 1 通常の修了期以外の修了期 内規第3条の規定にかかわらず、本課程においては9月とする。
- 2 9月修了の対象者及び学位論文の提出時期

修了に必要な所定の単位を修得した者で、学位論文の予備審査に合格し3年次の10月15日までに学位論文を提出できなかった者及び学位論文の審査・最終試験に合格することができなかった者のうち、次年度9月に修了しようとする者は、4月15日(同日が休業日の場合は、直後の平日とする。)までに学位論文を提出し、その審査を願い出なければならない。

3 予備論文審査後の論文題目変更について

予備論文審査終了後に学位論文題目を変更せざるをえない場合は、学位論文題目変更届を3月15日(同日が休業日の場合は、直後の平日とする。)までに、教育部長に届け出る。

- 4 学位論文提出後の修正について
- (1) 学位論文提出後の修正は、原則として認めない。ただし、個々の審査委員会が必要と判断した場合は、修正を求めることがある。
- (2) 修正を求めた審査委員会の委員長は、修正該当者氏名を教育部長に文書で提出する。
- (3) 修正を求められた学生は、6月15日(同日が休業日の場合は、直後の平日) までに、修正した学位論文を6部人文社会科学系事務課に提出しなければなら ない。
- 5 学位論文の審査期限
- (1) 前項の規定により学位論文審査の願い出があった場合、教授会は「熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における課程博士の学位に関する細則」(以下「細則」という。)第4条の規定に基づき、すみやかに審査委員会を設置するものとする。
- (2)審査委員会は、学位論文の審査及び細則第5条、第6条に規定する最終試験及 び論文発表会を、7月31日までに完了するものとする。
- 6 この申合せは、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。